

さ情審査答申第212号  
令和4年2月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成30年3月28日付けで、貴職から受けた「浦和駅周辺まちづくり事務所の事務分掌の浦和駅周辺地区の都心・まちづくりの地域のわかるもの」(以下「本件対象行政情報」という。)の開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年1月9日付け都都心浦第2834号によりさいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない申立てであると認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるとともに、開示された情報は条例に定義された行政情報には当たらないと主張するものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効。

このパンフレットは200部作成し、1部当たりの印刷経費は40円です。とあり、条例第2条第2号ア、イ、ウに該当し、行政情報の扱いかわかりません。精査の上での再決定を求めます。

田島大牧線の都市局、建設局の境界がわからない。

特定した行政情報はすでに公表されている文書であり、不開示決定の上、情報提供でよかったのではないか。

特定した行政情報は「地域のわかるもの」ではないので、文書特定の瑕疵ではないか。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のように説明している。

- 1 審査請求人が開示請求を行った「浦和駅周辺まちづくり事務所の事務分掌の浦和駅周辺地区の都心・まちづくりの地域のわかるもの」に対し、実施機関が保有している行政情報の中から、「浦和駅周辺地区のまちづくり（平成29年3月作成）」（以下「浦和駅周辺地区のまちづくり」という。）を特定し、開示したものである。

「浦和駅周辺地区のまちづくり」は浦和駅周辺まちづくり事務所（以下「本事務所」という。）所管事業について説明をする際に、その説明を補助する資料として作成したもの（展開A4折り両面カラー）である。

現在及び過去の所管事業の事業区域を図示している当該資料が「浦和駅周辺まちづくり事務所の事務分掌の浦和駅周辺地区の都心・まちづくりの地域」を示したものであり、当該資料のほかに請求の内容に該当する行政情報はない。

- 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、開示された情報は、条例第2条第2号のア、イ、ウに該当すると主張している。

本件開示請求に対して特定した行政情報である「浦和駅周辺地区のまちづくり」は、前述したとおり、本事務所に相談等で来所した方に、本事務所所管事業について説明をする際に、説明を補助する資料としており、必要に応じて相談者等に無償で差し上げているものである。

したがって、条例第2条第2号の規定のア、イ、ウのいずれにも該当するものではなく、本事務所が行政文書として保有しているものである。

### 第4 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成29年12月25日に開示請求を行った「浦和駅周辺まちづくり事務所の事務分掌の浦和駅周辺地区の都心・まちづくりの地域のわかるもの」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、印刷物「浦和駅周辺地区のまちづくり」を特定し開示決定を行ったところ、審査請求人は、開示されたのはパンフレットであり、条例第2条第2号のただし書きア、イ、ウに記載のあるものに

該当するとして、行政情報には該当しないとしている。また、「地域のわかるもの」ではないということから、処分の取消しと行政情報の扱いの精査を求めて審査請求を行ったものである。

2 本件処分の当否について

特定した行政情報は、市民に本事務所の所管事業を説明する際に補助資料として無償で渡しているものであり、実施機関が条例第2条第2号の行政情報に該当するとして特定したことに瑕疵はない。また、浦和駅周辺地区の都心・まちづくりの地域のわかるものについても、開示された「浦和駅周辺地区のまちづくり」の文書中に明記されている。

よって、実施機関は、開示請求に関する文書として当該行政情報を特定し、すべて開示したものと認められる。

したがって、本件審査請求には請求の利益がないといわざるを得ない。

3 以上の次第であるから、本件審査請求は、審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 3月28日	諮問の受理（諮問第505号）
②	令和 4年 1月19日	審議
③	令和 4年 2月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	水 口 匠	弁護士

(五十音順)